

# 飲食店・料理店の みなさまへ

油脂類を多量に排出する店舗等には  
グリーストラップ(阻集器)の設置が義務付けられています。  
また、適正な維持管理が必要となります。

※「横浜市下水道条例施行規則」第3条第1項6号 ※昭和50年建設省告示1597号 建築基準法に基づく告示

グリーストラップとは、  
下水管に直接油が  
流出する事を  
防ぐ装置のことです。



油脂類を直接下水管に流すと、**油が冷えて固まり、下水管等の詰まりの原因**になります。  
下水管等の詰まりにより、**道路や敷地などに汚水があふれ出る可能性**があります。  
(原因者として、法令による罰則や損害賠償請求などを受ける場合があります。)



管路部油脂類による閉塞状況



人孔部油脂類による閉塞状況



清掃後の人孔状況

下水管について定期的な  
点検・清掃等維持管理を行っていますが、  
油脂類を下水管に流さないよう  
皆様の協力が必要となります。

そこで!



油脂類を下水管に流さないために、  
油脂類を回収するグリーストラップ(阻集器)の設置が有効となります。

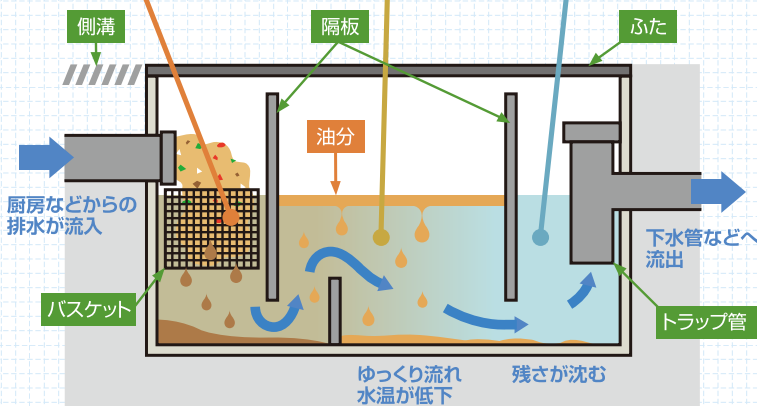
## グリーストラップ(阻集器)とは

排水中の油分を分離・貯留して排水管や下水管に流されないようにする装置です。グリーストラップ内に流れ込んだ排水中の油分は比重が軽いので浮上し、油分の少ない排水だけが排水管へ流れていきます。

**第1槽**  
バスケットで  
大きな生ゴミを回収

**第2槽**  
比重が軽い油が浮上し  
水と油を分離

**第3槽**  
さらに水と油脂分を分離し、  
油脂分の少ない水を下水管へ



## グリーストラップ(阻集器)の設置上の注意

### ■「日本阻集器工業会」の認定品を選びましょう。

「日本阻集器工業会」のホームページで  
認定品の一覧を見ることができます。

問合せEmail [info@nihon-soshuki.jp](mailto:info@nihon-soshuki.jp)

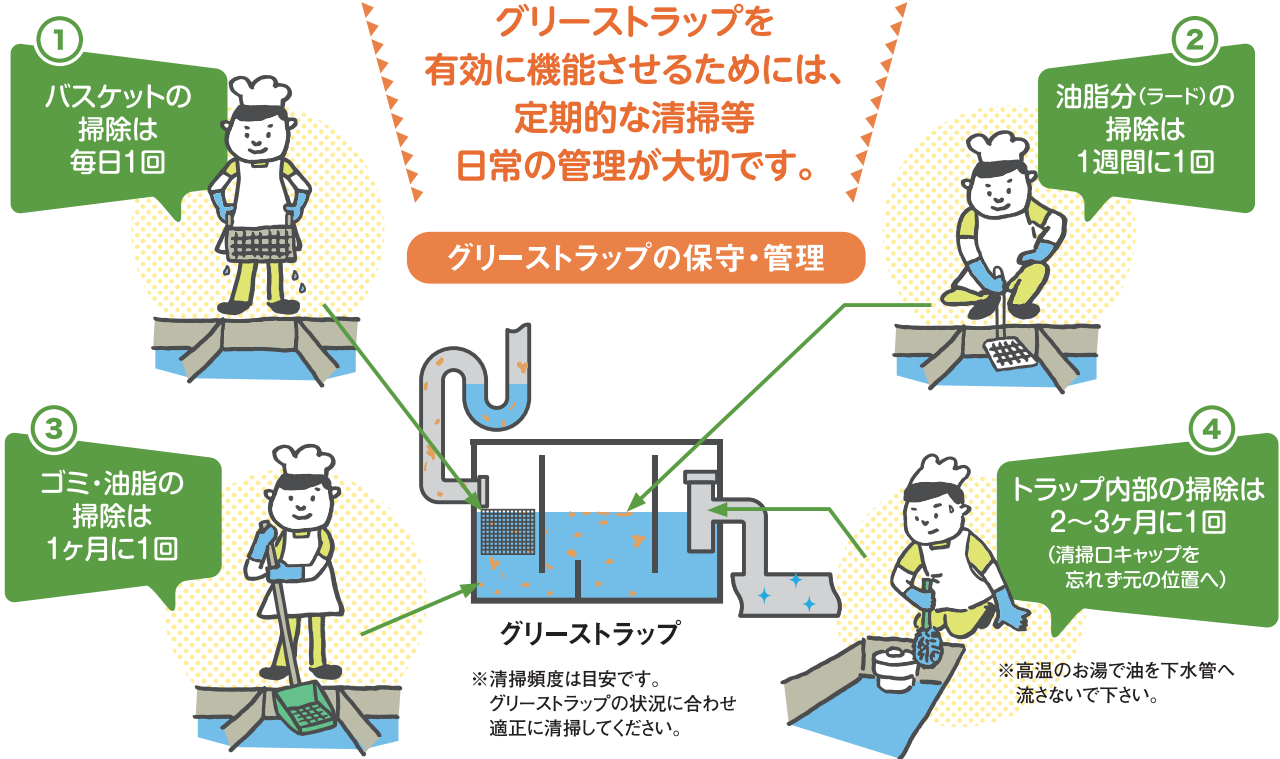
### ■設置工事が出来るのは 「横浜市排水設備指定工事店」だけです。

「横浜市排水設備指定工事店」は下記ホームページ、  
または裏面のご相談・お問い合わせ先等で探すことができます。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/koujiten/>

### ■阻集器の性能を発揮するために

- ポイント1** 流入水温が高いと油脂類の分離・収集ができず、下水管に流れ出てしまいます。水温の管理に注意して下さい。
- ポイント2** 隔板を外すと能力は大きく低下します。取り外したままにしないで下さい。

# グリーストラップを設置した店舗等事業者の方は 適正な維持管理を行いましょう。



## グリーストラップの清掃状況



清掃により発生した産業廃棄物(廃油・汚泥)は、法令にしたがって事業者自ら処理するか、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に処理を委託して下さい。

お問合せ先 (社)神奈川県産業廃棄物協会  
TEL.045(681)2989

ご相談・お問合せ先

### 横浜市下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当

TEL 045(671)2829 FAX 045(641)5330 e-mail [gk-fukyu@city.yokohama.jp](mailto:gk-fukyu@city.yokohama.jp)

または

#### 各区土木事務所

- |                        |                         |                       |
|------------------------|-------------------------|-----------------------|
| ■鶴見土木事務所 045(510)1669  | ■保土ヶ谷土木事務所 045(331)4445 | ■青葉土木事務所 045(971)2300 |
| ■神奈川土木事務所 045(491)3363 | ■旭土木事務所 045(953)8801    | ■都筑土木事務所 045(942)0606 |
| ■西土木事務所 045(242)1313   | ■磯子土木事務所 045(761)0081   | ■戸塚土木事務所 045(881)1621 |
| ■中土木事務所 045(641)7681   | ■金沢土木事務所 045(781)2511   | ■栄土木事務所 045(895)1411  |
| ■南土木事務所 045(341)1106   | ■港北土木事務所 045(531)7361   | ■泉土木事務所 045(800)2532  |
| ■港南土木事務所 045(843)3711  | ■緑土木事務所 045(981)2100    | ■瀬谷土木事務所 045(364)1105 |

発行元 / 横浜市下水道河川局管路保全課

TEL.045(671)2829 FAX.045(641)5330

平成25年10月発行

